

# 第8章

## 市民との協働

---

1. 市民・事業者・行政の役割
2. 協働による景観形成の推進

## 1. 市民・事業者・行政の役割

本市では、様々な地域で、住民主体の自主的なまちづくり・景観づくりの活動が既に始まっています。これからも多様な形で市民がまちづくりに関与していくものと考えられますが、市民・事業者と行政が、それぞれの役割と責任を明確にし、協力して取り組むことが重要です。

今後、様々な主体と連携することで、市民協働による良好な景観形成を推進していきます。



### (1) 市民の役割

- ・市民（住民、学生、地域団体・NPO）は、自らが景観の形成の主体であることを意識し、市が実施する景観の形成に関する施策や事業に主体的に参加するとともに、生活する地域の良好な景観形成のあり方を考えていきます。
- ・身近にできる景観配慮（地域に調和した家屋の色彩配慮、道路や公園等の公共空間に面した敷地内の清掃活動など）を個々の生活で行うことが望まれます。
- ・まちづくり活動を行う地域団体・NPO等においては、地域特性に応じた良好な地域景観の形成のための活動に努めるとともに、市民への情報提供や市民の地域活動、NPO等の活動への参加を促進し、景観形成のための提言等に努めます。また、景観づくりの意識向上のため、普段から景観づくりに興味を持ち、活動へ参加することが望まれます。

### (2) 事業者の役割

- ・事業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識して、本市の景観形成の考え方や方針等を理解し、景観形成に関する施策や事業に積極的に協力します。
- ・事業者が所有及び計画する建築物や工作物等は、周辺景観と調和した意匠とするなど、熊本市及び地域の良好な景観形成に貢献するとともに、住民等が実践する景観形成の取組に積極的に貢献します。

### (3) 行政の役割

- ・市民・事業者・行政による景観形成が的確に推進されるよう、市民や事業者の取組支援、景観形成に係る多様な情報発信、あるいは景観に関する人材育成方策や意識の醸成方策を進めます。
- ・施策の実施にあたっては、市民や事業者の意向やアイデアを把握する機会を設け、十分に反映されるように努めます。
- ・公共施設等（道路、河川、公園等の公共施設及び公共建築物）の整備等を行う場合、景観の形

成に先導的役割を果たすように努めます。

- ・本市の良好な景観形成を推進するため、景観計画に基づく施策に取り組むとともに、各種ガイドライン（表 8-1）の普及啓発に努めます。

表 8-1 景観形成に係る各種ガイドライン等一覧

名称	概要	参照コード
熊本市光のマスタープラン （令和 2 年（2020 年）策定）	夜間景観のコンセプトや目標等の夜間景観の基本的な方針を示すとともに、夜間景観づくりを実践するための基本的な照明の仕様や演出手法について提案するもの。	
熊本市公共サインガイドライン （令和 2 年（2020 年）策定）	市域の全ての公共サインを対象とし、サイン整備に関する方針、サイン種別毎の配置、本体の形状や大きさ、表記上の統一したルール及び運用や維持管理のルールを定めたもの。	
熊本市公開空地等整備・利活用等推進ガイドライン （令和 3 年（2021 年）策定）	公開空地等について、その機能やしつらえを良好なものとし、積極的な利活用を図るため、検討手順、利活用の推奨例、整備方針を示すとともに、維持管理における基本的な方針について示したもの。	
熊本市屋外広告物ガイドライン （令和 4 年（2022 年）策定）	屋外広告物のデザイン、安全確保等に関する方針を示しつつ、地域別の景観形成方針と配慮事項等を示したもの。	
新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン （平成 23 年（2011 年）策定）	新町・古町を対象とし、町並みづくりの基本方針をはじめ、町屋や一般建造物等の保存・修景基準を定めるなど、新町・古町地区の町並みづくりの指針としてまとめたもの。	
川尻地区の歴史を活かした町並みづくりガイドライン （平成 26 年（2014 年）策定）	川尻地区を対象とし、地区の歴史や文化を踏まえた町並みづくりの方向性を明らかにし、伝統的様式建造物などの特徴を紹介することにより、町並みの保存・修景の基準や町並み協定についてまとめたもの。	
熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド （平成 19 年（2007 年）策定）	熊本駅周辺地域の都市空間デザインの基本的な考え方とデザインの具体例をまとめたもの。	
桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント 基本計画 （平成 26 年（2014 年）策定）	桜町・花畑周辺地区において、市民に親しまれ、楽しく歩ける歩行者中心のまちづくりのために、基本方針やデザインと利活用・運営管理の指針等をまとめたもの。	

## 2. 協働による景観形成の推進

市民・事業者・行政の協働による景観形成の推進にあたっては、以下のような方針に基づき、進めていきます。

### (1) 景観に関する意識醸成のための施策の継続的な実施

#### ①景観に関する意識の醸成

- ・景観に関する多様な施策推進や情報発信、あるいは多様な支援方策の推進を通じて、市民の景観に関する意識の醸成を図り、地域の良好な景観形成のために市民が主体となり考える必要性について理解を促していきます。
- ・市内小学校で実施されている景観教育について、今後も充実させながら継続開催することにより、子どもの頃から景観について理解することができ、景観に関する意識の高い人材づくりを進めます。
- ・景観に関する顕彰活動や市民協働による夜間景観づくり等の取組を継続的に開催しつつ、新たな取組の企画・開催等により、市民の景観への関心を高め、地域活動の活性化に繋げていきます。
- ・本市の緑豊かな景観特性を後世に引き継ぐために、緑の保全、創出を図るとともに、講習会や広報活動により市民の緑への関心と理解を深める機会をつくります。また、街路樹や公園の維持管理など市民が活躍する機会をつくり、緑をはぐくむ人づくりを進めます。

#### コラム

#### 景観教育

熊本市では、子どもの頃から身近なまちや良好な景観に関心を持ってもらい、景観に対する意識向上を図っていくことを目的として、「景観教育」を実施しています。

市内小学校に市職員が出向き、市が制作した熊本市景観学習動画などを活用し、景観を活かしたまちづくりや熊本らしい景観を守るためのルール等について学ぶ授業を行い、子どもたちと一緒にまちの魅力や課題について考えています。



五福小学校での  
景観教育の様子

#### <参加者の感想（抜粋）>

- 今日の授業を聞いて景観についてもっと知りたいと思った。クイズなどもあってとっても分かりやすくとっても楽しく自分のまちを知れて嬉しかった。
- 景観にはルールがあるということを知ってびっくりしました。熊本城の石垣を超えてはいけないことや、派手な色を使いすぎてはだめというのを知りなるほどと思いました。景観は見るだけでなく五感で感じながら楽しみたいです。



熊本市景観学習動画

### フォトコンテスト

熊本市景観計画改定の一環として、景観の視点から、本市の良さを再認識してもらうことを目的とした『くもと景観 photo&movie コンテスト 2022』を開催しました。コンテストのテーマは、「熊本市らしい景観」「心地よい屋外広告物」「ノスタルジックな歴まち」です。Instagramへの投稿により応募いただいた作品の中から、入賞作品を選出しました。



### くもとライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）

熊本市では、これからの夜間景観づくりの理念や方針を示す「熊本市光のマスタープラン」に基づき、市内各所における歴史的建造物や樹木等の地域資源のライトアップに市民と協働で取り組んでいます。

『ライトスケープ・キャラバン（夜間景観実証実験）』は、多くの市民の方に魅力ある夜間景観を実際に見て感じてもらうことで、夜間景観に対する意識の醸成や地域活動の活性化を促進するプロジェクトです。

“新たな地域スポットを創出したい”“既存イベントや行事の価値をさらに向上させたい”という地域主体のまちづくりに対して、照明機材の貸出・設置のほか、実験実施に向けた市民とのワークショップの開催、専門家による演出方法の助言等の支援を行います。



本妙寺



水前寺成趣園



白川

## ②景観に関する情報発信

- ・本市の景観形成に関する多様な情報について、発信する情報の内容を踏まえ、広報紙、パンフレット、ホームページ、SNS、あるいは新聞やテレビ等、多様な媒体から最も適切なものを選択、活用することで、的確な情報発信を進めます。

## (2) 協働による景観形成に向けた各種制度の有効活用

### ①景観形成に係る法制度の活用

- ・景観法第11条に規定する住民等による地区の景観形成基準等の提案制度を活用し、良好な地区景観の形成を推進します。
- ・良好な景観の形成を目的として、一団の区域における区域内住民の合意により建築物や屋外広告物等の形態意匠を定めた景観法第81条の景観協定を締結することができることから、地域の住民要望に応じて活用します。
- ・都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定の制度について、地権者や住民の意向に基づく景観形成のために、状況に応じて適切に活用します。
- ・本市において良好な景観の形成に取り組むNPO法人や公益法人を景観法に基づく「景観整備機構」として指定し、市と協力・連携して良好な景観形成を進めていきます。

### ②景観形成に係る市の制度の活用

- ・違反屋外広告物簡易除却協力員制度を活用して、協力団体の協力員とともに、電柱や街路樹への違反のはり紙等の簡易除却を行います。

## コラム

### 違反屋外広告物簡易除却協力員制度

熊本市屋外広告物条例に違反した広告物のうち、違法なはり紙等はすぐに除却できます。（これを「簡易除却」といいます）

熊本市域では簡易除却は市長が委任したボランティアにより行われます。『熊本市違反屋外広告物簡易除却協力員制度』は除却活動を行う団体を認定し、その会員でボランティアとして活動していただける方に、違反広告物の除却員を委任する制度です。

協力員には、除却協力員証の交付、講習会の実施、ボランティア保険の加入、活動に必要な用具（手袋、ゴミ袋）の支給貸与などの支援を行います。



### (3) 地域における景観形成の取組支援

#### ①景観形成に係る活動への支援

- ・花苗の配布やゴミステーション管理支援等、市民の景観形成に係る自主的な活動を継続的に支援します。
- ・市民と事業者、行政の協働による緑化活動である、「パートナー花壇」、「スポンサー花壇」づくりについて、今後も継続的に進めていきます。

#### コラム

##### パートナー花壇

熊本市では、全国都市緑化くまもとフェア「くまもと花と緑の博覧会」（2022年3～5月開催）を契機として、市民との協働により緑化活動を推進する「NEO GREEN PROJECT」に取り組んでいます。

このプロジェクトの一環として、個人や会社、団体などで、大切に育てられた花壇を「パートナー花壇」として登録し、みどりの輪を広げていくことで、地域に根ざした緑化活動を推進します。

登録の特典として、管理者名を記載できる「パートナープレート」の進呈、各種広報媒体による活動の紹介、花に関する広報・イベント・体験講座などの情報配信を行っています。



##### スポンサー花壇

「スポンサー花壇」は、企業から協賛金を募り、熊本市が管理する植樹帯等をまちなかを彩る花壇として整備運営するものです。

協力企業は、熊本市のホームページ等で紹介しているほか、スポンサーロゴ・社名入りの「スポンサー花壇プレート」を協賛いただいた花壇に設置しています。



#### ②景観形成に係る助成

- ・地域における景観上重要な建造物について、指定方針に基づき景観重要建造物、あるいは景観形成建造物に指定しつつ、所有者と協議の上、保存、修景行為に対する助成を継続的に進めていきます。
- ・新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みや川尻地区の歴史を活かした町並みについて、保全、向上を図るために、古民家等の保全や修繕に対する助成を継続的に進めていきます。

#### ③専門家による支援

- ・本市の良好な景観づくりに取り組む人や団体が、助言を求める場合、「景観アドバイザー制度」を活用し、専門知識と実務経験を有するアドバイザーを派遣します。

- ・景観計画に定める重点地域等の周辺での事業のうち、景観への影響が大きい事業に関して、事業者の要望に応じて景観審議会専門委員による景観調整会議を活用し、デザインに関するアドバイスをを行います。(P143)
- ・地域主体の景観まちづくりを推進するため、地域独自のルール（屋外広告物の色彩やデザイン等）をつくり、良好な景観形成に取り組もうとする地域に専門家を派遣し、ルールづくりの支援を行います。

## コラム

### 市民の自主的・主体的な活動事例

#### ● 江津湖では、ボランティアによる水草清掃の活動が盛んです！

水前寺江津湖公園では、20年以上前から清掃ボランティア活動が盛んに行われています。NPO 団体や地縁団体、企業、学校など、様々な市民活動団体が自主的に江津湖の外来水草清掃やゴミ拾いをはじめとした活動に取り組んでいます。

外来水草が増えると景観が悪くなるだけでなく、広がる草によって日光が遮られ、水底に住む生き物にも影響が出てしまいます。春を迎える前に除去する必要がありますが、多くの人の協力が必要となります。

江津湖の美しい水辺景観は、行政だけでなく、市民の自主的な活動により維持されています。また活動への参加が、人々の交流を生み、江津湖への親しみや愛着にも繋がっています。



#### ● 白川の水辺の賑わいを創出するための地域活動が都市景観大賞を受賞しました！

国土交通省の令和4年度（2022年）「都市景観大賞」において、景観まちづくり活動・教育部門の大賞に「白川「緑の区間」における水辺の賑わいを創出するための地域活動」が選ばれました。

地元主体で構成される白川「緑の区間」利活用推進協議会は、この緑の区間を活用し、水辺の賑わい創出、中心市街地活性化、魅力あるまちづくりなどを目的に活動を展開しています。

「白川夜市」をはじめとした地域主体の活動や、定期的な除草などの維持管理活動も行っています。

